

広陵町男女共同参画後期行動計画

(案)

令和5年2月

広陵町

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置付け	4
3. 計画の期間.....	5
4. 広陵町の主要課題と基本目標	6
5. 計画の基本理念・目標と施策の方向性.....	7
第2章 計画策定の背景.....	9
1. 計画策定の背景	10
2. 統計データからみた広陵町の現状	13
3. 意識調査結果からみた広陵町の現状	24
4. 前期計画期間における取り組み状況	42
第3章 施策の展開	47
施策の体系.....	48
主要施策1. あらゆる分野における男女の活躍	50
主要施策2. 人権が尊重される安心安全な暮らしの実現.....	58
主要施策3. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備	66

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

(1) 男女共同参画社会とは

平成 11(1999)年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(第2条)と定義しています。さらに男女共同参画社会の実現は「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」(前文)と位置付けられています。

男女共同参画社会とは、性別にかかわらず誰もが、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会です。仕事、家庭、地域生活などの多様な活動を一人ひとりの望むかたちで展開でき、男女がともに夢や希望を実現して、一人ひとりの豊かな人生に結びつくことをめざしています。

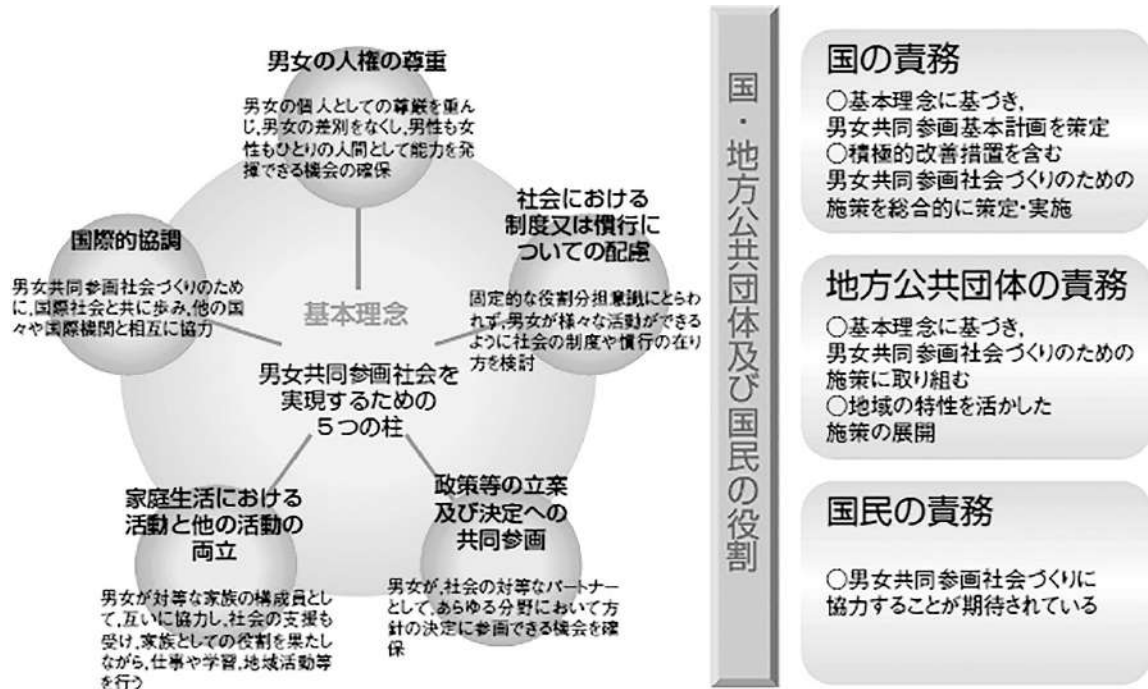
(2) 策定の経緯

本町では、平成 29(2017)年3月に男女共同参画社会の推進に関する事項を調査および審議するための諮問機関として「広陵町男女共同参画審議会」を設置し、庁内体制としては、各分野の施策を男女共同参画の視点で横断的にとらえるため、職員で構成する「広陵町男女共同活躍推進委員会」と「広陵町男女共同活躍作業部会」を設けて、「男女共同参画社会基本法」に規定される市町村男女共同参画計画の策定に着手しました。

平成 29(2017)年度に住民を対象にしたアンケート調査を実施して、男女共同参画に関する住民意識を把握した上で、計画原案を作成し、「広陵町男女共同参画審議会」への意見具申を経て、平成 30(2018)年3月、男女共同参画社会を実現するための総合的な行動計画として「広陵町男女共同参画行動計画」を策定し、計画に基づき男女共同参画施策に取り組んできました。

このたび、計画の中間年を迎え、この間、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行や平和と人権、ジェンダー平等の重要性を再認識するような出来事が起こるなど、我々を取り巻く社会環境に大きな変化がありました。これらの社会情勢の変化を踏まえて、後期計画として改定するものです。

男女共同参画社会基本法の概要



男女共同参画社会のイメージ図

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上
- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に發揮

家庭生活の充実

- 家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、家族のパートナーシップの強化
- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

- 男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティが強化
- 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現

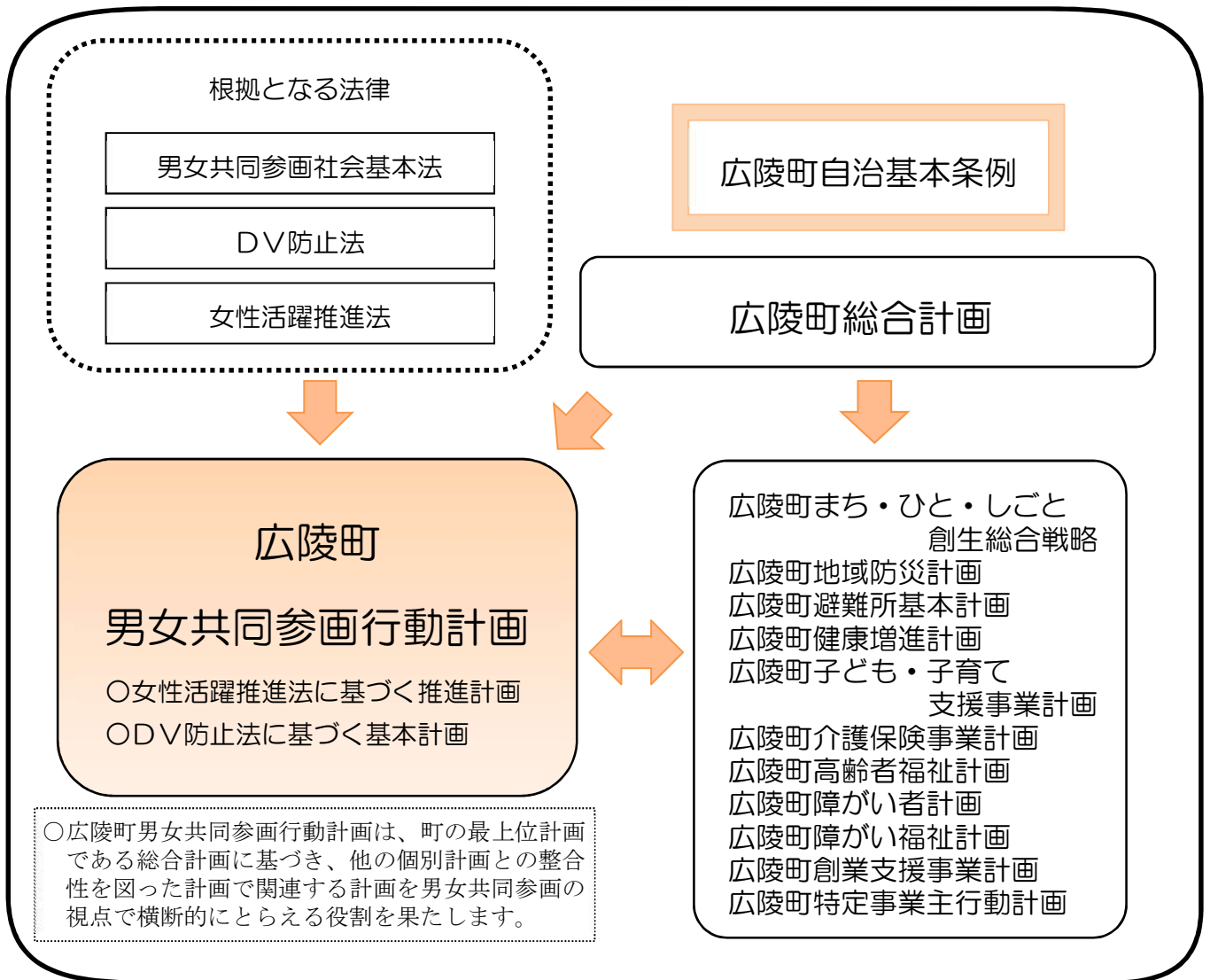
ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

内閣府男女共同参画局ホームページより

2. 計画の位置付け

- 本計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、国や県の「第5次男女共同参画基本計画」「男女でつくる幸せあふれる奈良県計画(第4次奈良県男女共同参画計画・第2次奈良県女性活躍推進計画)」を勘案して策定します。
- 本計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第2条の3第3項に基づき、本町における「DV防止基本計画」を含めた計画とします。
- 本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)第6条に基づき、本町における「女性活躍推進計画」を含めた計画とします。
- また、本町の最上位計画である「第5次広陵町総合計画(計画期間:令和4(2022)年度~令和15(2033)年度)」および本町のまちづくりの基本規範となる「広陵町自治基本条例」、他の関連計画との整合性を図りながら策定しました。



また、本町は、令和元(2019)年7月、SDGs¹(持続可能な開発目標)推進に向けた取り組みを積極的に実施する「SDGs未来都市」に選定されています。本計画の推進を通して、SDGsの目標「ジェンダー平等の実現」をめざします。



3. 計画の期間

本計画の期間は、計画の後期期間に当たる令和 5(2023)年度から令和 9(2027)年度の5年間とします。



広陵町男女共同参画行動計画

前期計画期間(5年間)

後期計画期間(5年間)

本計画については、基本的に前期計画期間の目標を踏襲しつつ、前期の実績およびこれまでの社会環境や経済情勢を踏まえ、次ページから基本目標と基本理念を設定します。

¹ 持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)：平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

4. 広陵町の主要課題と基本目標

主要課題

①女性雇用促進に向けた子育てサービスの充実

- ・少子高齢化による人口構造の変化により、今後は広陵町の経済成長や地域活力が低下する見込み
- ・働きたい女性が多いが、介護や子育てを理由に働けない人が多く、潜在化している
- ・女性が活躍できているロールモデルの提示が少ない

②ジェンダー平等と男女共同参画意識の醸成(啓発の重要性)

- ・仕事をしている女性の割合が相対的に低い(25歳～59歳の就業率77.2%)
- ・家庭生活における家事・育児の分担での理想と現実のギャップが大きい
- ・男性の家事・育児への参画が少なく、女性の負担が重い

基本目標

①固定的役割分担意識によらない自由な選択ができる

男性は仕事、女性は家事・育児という考え方ではなく、個人の能力に応じた仕事、家事・育児の役割分担を推進するとともに、あらゆる世代に対して多様な選択が可能になる教育や啓発を推進します。

②男女がともに参画する機会を確保する

指導的地位や地域における政策・方針決定の場などに男性も女性も参画できるよう推進します。

③男女がともに働きやすい町をめざす

女性の働きやすい職場ニーズを把握し、企業につなげることで、男女ともに働きやすい職場環境づくりを促します。

出産や子育てなどで一度退職した女性の再就職や女性の起業を支援するとともに、男性が家庭や子育てに関わることのできる環境整備を進めて、働く人のワーク・ライフ・バランスが実現する町をめざします。

5. 計画の基本理念・目標と施策の方向性

すべての人々が輝き、いきいきと暮らせるような男女共同参画社会の実現をめざし、次のような将来像を計画の基本理念とします。そして、この基本理念の実現に向けて広陵町の現状や特徴等を踏まえた「3つの基本目標」を掲げ、その基本目標を達成するために「3つの主要施策」を展開していきます。

基本理念(あるべき姿)

誰もが多様な選択肢から自らが自らの道を選択でき、活躍できる社会

広陵町の主要課題と基本目標

広陵町男女共同参画推進 3つの基本目標

固定的役割分担意識に
よらない自由な選択ができる

男女がともに参画する機会を
確保する

男女がともに働きやすい町を
めざす

主要課題①: 女性雇用促進に向けた子育て サービスの充実

- ・人口構造の変化により、今後は広陵町の経済成長や地域活力が低下する見込み
- ・働きたい女性が多いが、介護や子育てを理由に働けない人が多く、潜在化している
- ・女性が活躍できているロールモデルの提示が少ない

主要課題②: ジェンダー平等と男女共同参 画意識の醸成(啓発の重要性)

- ・仕事をしている女性の割合が相対的に低い(25歳~59歳の就業率 77.2%)
- ・家庭生活における家事・育児の分担での理想と現実のギャップが大きい
- ・男性の家事・育児への参画が少なく、女性の負担が重い

広陵町男女共同参画推進 3つの主要施策

あらゆる分野における
男女の活躍

人権が尊重される
安心安全な暮らしの実現

男女共同参画社会の
実現に向けた基盤整備

